



ウサボくん®
長野県信用保証協会
イメージキャラクター

〈お問い合わせ先〉

お客さま相談窓口 ☎ 0120-34-7680 (企業支援部)

本店営業部

〒380-0838 長野市南長野県町597-5
TEL. 026-234-7271

上田支店

〒386-0025 上田市天神3-4-8
TEL. 0268-22-5914

松本営業部

〒390-0852 松本市島立976-1
TEL. 0263-47-1533

伊那支店

〒396-0015 伊那市中央4634-1
TEL. 0265-72-6148

中野支店

〒383-0025 中野市三好町2-1-58
TEL. 0269-22-4528

佐久支店

〒385-0027 佐久市佐久平駅北19-5
TEL. 0267-68-8484

諏訪支店

〒392-0022 諏訪市高島1-12-18
TEL. 0266-52-1946

飯田支店

〒395-0084 飯田市鈴加町2-19
TEL. 0265-52-1522



中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター

長野県信用保証協会

<https://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

表紙デザイン

学校法人 岡学園トータルデザインアカデミー

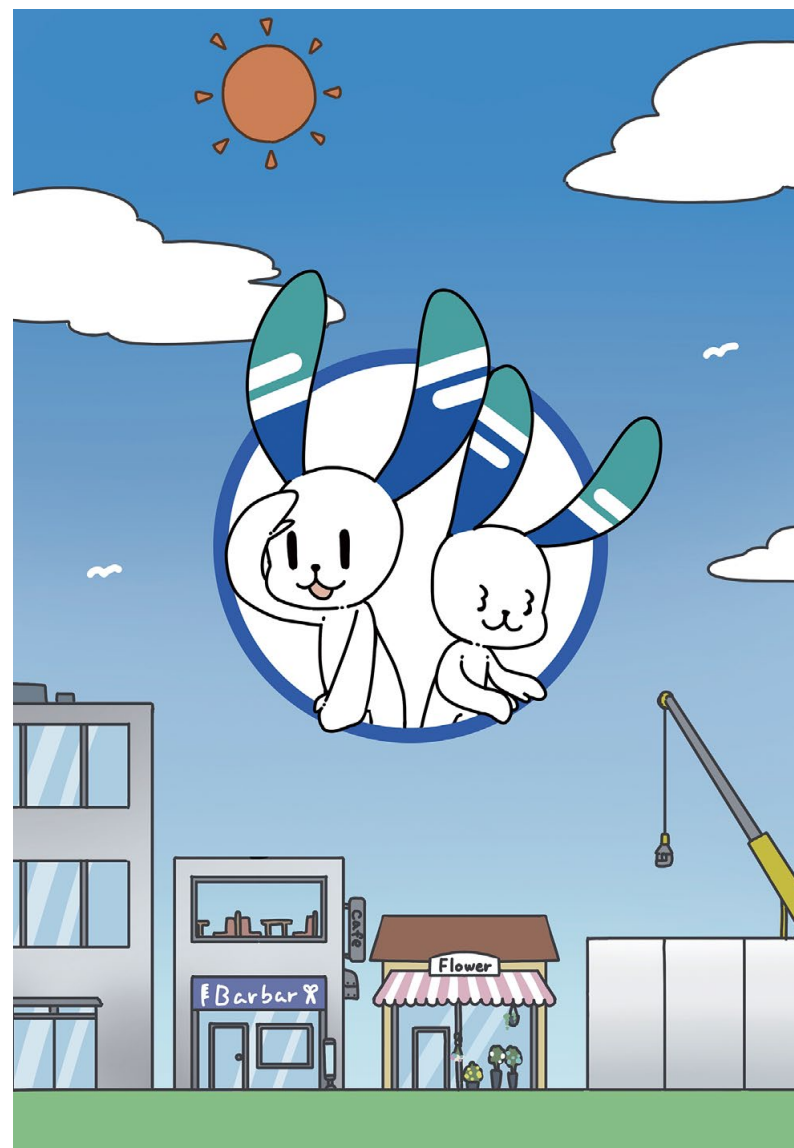
デザインビジネス科 陣之内 風花さん

デザインに込めた想い

うさぼくんとみみぼくんの説明を見て、視力や聴力を活かして困っている人を探すことに特化しているのかなと思ったので、町で困っている人を探しているようなイラストにしました。

信用保証のガイドブック

令和8年度版



 長野県信用保証協会

CONTENTS



1 信用保証協会について

- ・信用保証協会とは…………… P2
- ・信用保証協会をご利用
いただくメリット…………… P2
- ・信用保証制度のしくみ…………… P3

2 信用保証のご利用にあたって

- ・保証をご利用いただける方…………… P4
- ・保証の内容…………… P5
- ・経保不要判定チャート…………… P6

3 信用保証料について

- ・保証料率…………… P8
- ・保証料率決定のプロセス…………… P9
- ・信用保証料の計算…………… P10

4 主な保証商品について

お客さまのライフステージに応じた保証商品のラインナップ^(※)



※ライフステージ別の各保証制度の活用イメージであり、利用条件等を制限するものではありません。

・経営支援サービスのご案内…………… P36・37

上記以外にもお客さまの資金需要に応じた様々な保証商品をご用意しています。

信用保証協会とは

「信用保証協会」は、信用保証協会法に基づいて設立された公的機関です。事業を営んでいる方が金融機関から事業資金を調達するときに「公的な保証人」となり、資金調達をサポートします。全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着した保証業務を行っています。

ご利用企業者数

34,267企業

県内中小企業者のうち約51.5%の方にご利用いただいています。(令和8年3月末現在)

ご利用金額

79,448件
6,249億円

信用保証協会をご利用いただくメリット

信用保証協会をご利用になりますと、主に次のようなメリットがあります。

借入枠が拡大

お取引金融機関のプロパー借入と保証付き借入との併用で、借入枠の拡大が図れます。

ニーズに合わせて選択

設備応援みらい保証、経営安定関連保証、流動資産担保融資保証等、資金ニーズに応じたさまざまな保証商品をご用意しています。

県・市町村の融資制度資金が利用可能

信用保証協会の保証により、固定・低金利の県・市町村の融資制度資金がご利用いただけます。これらの制度は、信用保証料の補助もあることから大変有利です。

保証人に頼らない利用も可能

連帯保証人が必要になる場合がありますが、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。また、特定の保証商品や一定の要件を満たす場合に、経営者保証を不要にできる可能性があります。

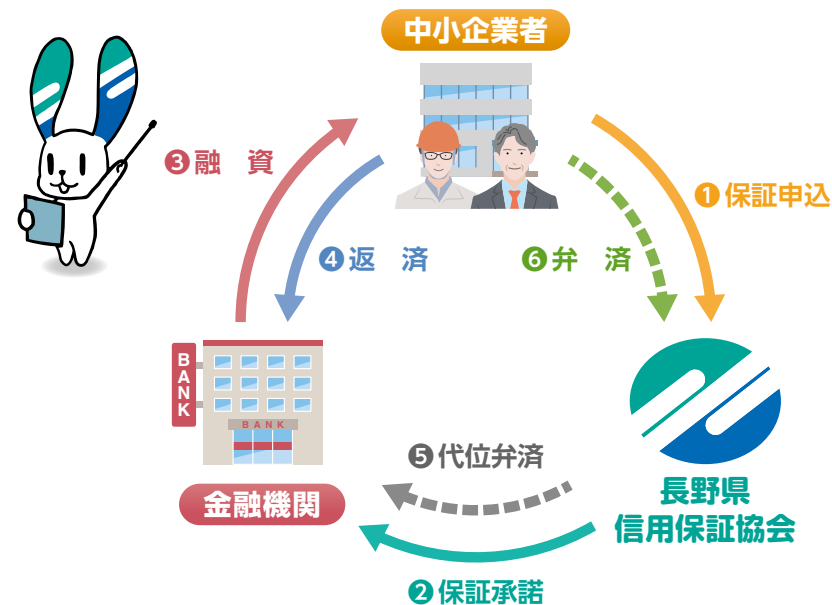
無担保での利用が可能

必要に応じて不動産等の担保を提供していただく場合がございますが、無担保でご利用いただける保証商品をご用意しています。

各種支援サービスが無料で利用可能

経営相談、財務診断等の各種支援サービスをご用意しています。信用保証協会では、信用保証料以外の費用は一切いただいておりますので、安心してご利用ください。

信用保証制度のしくみ



- ① **保証申込** ▶ 中小企業者が、金融機関を経由して保証申し込みを行います。
*県・市町村の融資制度資金は、地域振興局・市町村の商工担当課や商工会議所・商工会が受付窓口となります。
- ② **保証承諾** ▶ 信用保証協会は事業内容や経営計画などを踏まえ保証の諾否を決定し、金融機関へ通知します。
- ③ **融 資** ▶ 保証承諾の通知を受けた金融機関が融資を実行します。
*金利とは別に、信用保証協会へ所定の信用保証料をお支払いいただきます。
- ④ **返 済** ▶ 融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。
- ⑤ **代位弁済** ▶ ご返済ができなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に代わって借入金の残額を返済します。(このことを代位弁済といいます。)
- ⑥ **弁 済** ▶ 代位弁済後は中小企業者と協議のうえで、信用保証協会に借入金を弁済していただきます。

反社会的勢力等の排除

申込人や連帯保証人が暴力団等の反社会的勢力である場合、第三者が介在する場合や申請内容と実態が異なる場合は、一切保証いたしません。

保証をご利用いただける方

企業規模

資本金または従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等（運送業・建設業・旅行業など）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業	-	法人 300人以下 個人 100人以下

- ※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数に含まれません。
- ※組合の場合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。
- ※個人の方は、常時使用する従業員数が該当すれば対象となります。
- ※特定非営利活動法人（NPO法人）は常時使用する従業員数が該当すれば対象となりますが、一部ご利用いただけない保証商品があります。
- ※医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人の場合、出資の総額に制限はなく、常時使用する従業員数が300人以下のものが対象となります。また、個人の場合は、常時使用する従業員数が100人以下のものが対象となります。なお、ここでいう医業とは病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設等を指します。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は医業には含まれません。
- ※学校法人、宗教法人、農事組合法人、有限責任事業組合（LLP）はご利用いただける方には該当しません。

業種

ほとんどの業種でご利用いただけますが、農林・漁業（一部を除く）、サービス業のうち性風俗関連営業等、金融・保険業（一部を除く）、宗教・政治経済・文化団体、その他信用保証協会において不適当と認める業種は対象となりません。

所在地・業歴

長野県内に住居または事務所、店舗、工場等があり、事業を営んでいる方を対象としています。営業年数は問いません。創業関連保証、スタートアップ創出促進保証については、創業前から対象となる場合もあります。法人の場合は、本社、本店、主たる事務所が県外であっても県内に支店、事務所等があり、かつ、県内において事業活動が確認できる方は、ご利用いただけます。ただし、県・市町村の融資制度資金を利用する場合は、それぞれの制度の定めによります。

許認可等

許認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

保証の内容

保証限度額

一中小企業者に対する保証金額の限度は次のとおりです。

個人・会社・医療法人等

2億8,000万円
（無担保保証 8,000万円）
（普通保証 2億円）

組合

4億8,000万円
（無担保保証 8,000万円）
（普通保証 4億円）

*上記の限度額に含まれず別枠でご利用いただける保証もあります。
（経営安定関連保証、特定社債保証、流動資産担保融資保証など）

資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

保証期間

資金使途等に応じた適切な期間とします。ただし、協会制度、県・市町村の融資制度資金および別枠保証についてはそれぞれの制度の定めによります。

担保

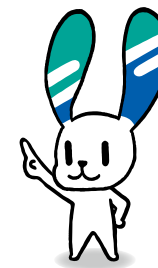
必要に応じて、不動産等の担保を提供していただきます。

貸付利率

金融機関所定の利率となります。ただし、県・市町村の融資制度資金の場合はそれぞれの制度の定めによります。

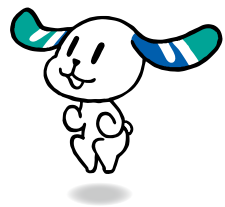
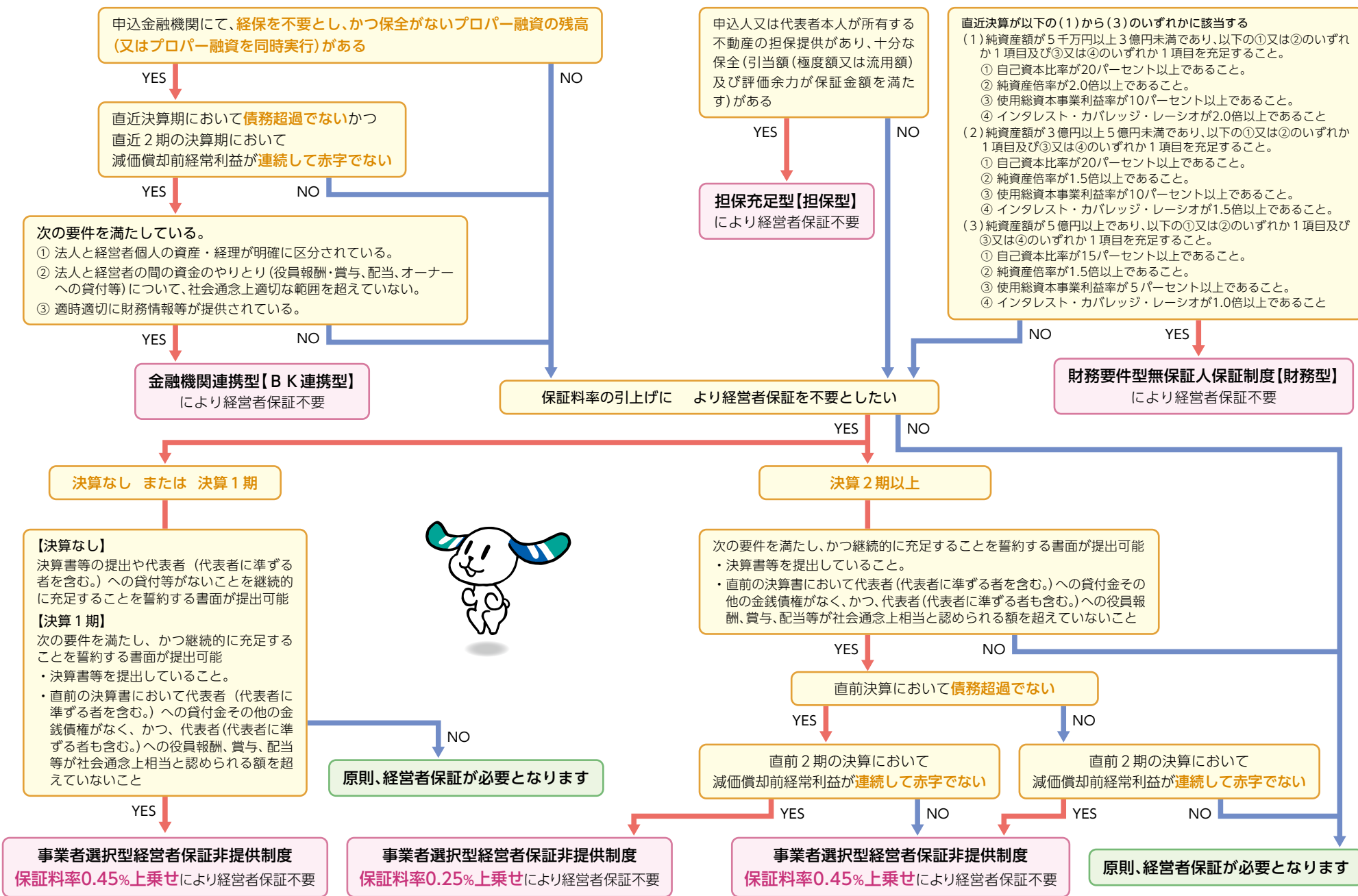
連帯保証人

必要となる場合があります。なお、経営者保証を不要とできるケースについてはP6、7をご覧ください。



■ 経保不要判定チャート

※この他にも個別の保証制度等で経営者保証を不要にできる場合があります。



信用保証料は、当協会とお客さまとの信用保証委託契約に基づき保証をご利用いただくにあたり、その対価としてお支払いいただくものです。

■保証料率

信用保証料の計算基礎となる保証料率は、お客さまの経営状況に応じて9段階の料率体系となっています。保証料率の決定にあたってはCRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。また、ご利用いただく保証商品によって適用される保証料率が変わります。

◆9段階の料率体系

(年率)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
(特殊保証)*	(1.62%)	(1.49%)	(1.32%)	(1.15%)	(0.98%)	(0.85%)	(0.68%)	(0.51%)	(0.39%)
責任共有外保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

*特殊保証の料率が適用される保証は事業者カードローン当座貸越根保証等になります。

なお、一部の保証商品は通常より低い保証料率でご利用いただけます。詳しくは「4. 主な保証商品について」(P.11~)をご覧ください。

「責任共有保証料率」・「責任共有外保証料率」とは？

信用保証協会と金融機関が責任を共有することで、お客さまに対し融資や経営支援などを一層適切に行っていくことを目的として、平成19年10月から「責任共有制度」が導入されました。「責任共有制度」の対象となる保証か対象外の保証かにより保証料率が異なります。9段階の料率体系の保証のうち、責任共有外保証料率が適用される保証には、小口零細企業保証などがあります。

◆定率の保証料率

お客さまの経営状況にかかわらず、定率の保証料率が適用される主な保証商品は以下のとおりです。

(年率)

主な定率の保証商品	責任共有外保証料率	責任共有保証料率
創業関連保証	0.80%以内	—
スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	1.00%以内	—
流動資産担保融資保証 (ABL保証)	—	0.68%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	0.80%以内	0.64%以内
災害関係保証	0.80%以内	—
危機関連保証	0.80%以内	—
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	0.80%以内	0.64%以内
事業承継サポート保証	—	1.15%

*事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記の保証料率に0.25又は0.45%上乗せされます

■保証料率決定のプロセス

保証料率決定までの流れは下図のとおりです。



*中小企業会計割引：会計参与を設置している会社は、さらに年0.1%割引引きます。
(保証制度により割引の対象とならない場合があります)

〈信用保証料のお支払いについて〉

信用保証料は、原則として一括払いですが、一部の保証商品を除き、分割でもお支払いいただけます。

詳しくは最寄りの各営業店窓口までお問い合わせください。

■ 信用保証料の計算

信用保証料は、金融機関からの借入金額、計算期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。

● 期日一括返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \frac{\text{計算期間(日数)}}{365} \times \text{保証料率}$$

計算例) 借入金額500万円、保証期間1年、保証料率1.15%

$$500\text{万円} \times \frac{365}{365} \times 1.15\% = 57,500\text{円}$$

● 分割返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{① 据置期間部分の保証料} = \text{借入金額} \times \frac{\text{据置期間(日数)}}{365} \times \text{保証料率}$$

$$\text{② 分割返済部分の保証料} = \text{借入金額} \times \frac{\text{計算期間} - \text{据置期間(日数)}}{365} \times \text{保証料率} \times \text{分割係数}$$

計算例) 借入金額1,000万円、保証期間3年、うち180日据置、均等返済、保証料率1.15%

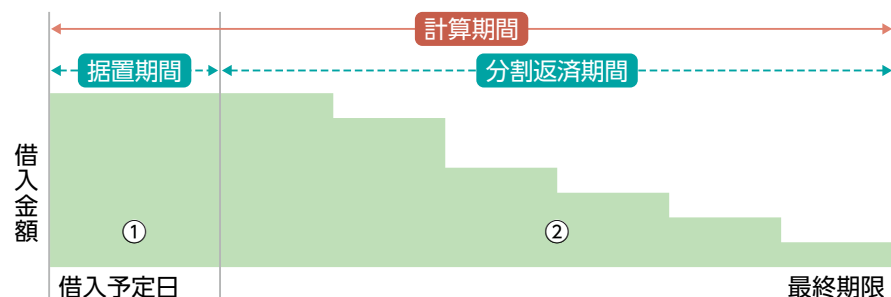
$$\text{① } 1,000\text{万円} \times \frac{180}{365} \times 1.15\% = 56,712\text{円}$$

$$\text{② } 1,000\text{万円} \times \frac{1,095 - 180}{365} \times 1.15\% \times 0.55 = 158,558\text{円}$$

$$\text{①} + \text{②} = 215,270\text{円}$$

※分割係数

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61



4

主な保証商品について

■ 新規応援保証 (ファースト・ステップ)

当協会のご利用のないお客さま向けに、通常より低い保証料率でご利用いただける当協会独自の保証商品です。

◆ ファースト・ステップの概要

対象となる方	保証申込時点において、長野県信用保証協会の利用がない方 (過去にご利用いただいた方でも、現在残高がない方は対象となります)
保証限度額	5,000万円
対象資金	運転資金・設備資金
返済方法	元金均等返済 (期間1年以内の場合は一括返済可)
保証期間	10年以内 (据置期間1年以内を含む)
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.35%~1.80% (責任共有保証料率) ※通常より低い保証料率でご利用いただける商品となっております。

■ 小口零細企業保証 (全国小口)

金融環境変化の影響を受けやすい小規模企業者の皆さまの安定的な資金調達を支援する保証商品です。

◆ 全国小口の概要

対象となる方	従業員数20人 (商業・サービス業は5人) 以下 ※サービス業のうち「宿泊業」と「娯楽業」に限り、従業員数20人以下が対象となります
保証限度額	2,000万円 ※既にご利用いただいている信用保証協会保証付き融資残高との合計で2,000万円の範囲内
対象資金	運転資金・設備資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置期間1年以内を含む)
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.50%~2.20% (責任共有外保証料率)

■ 創業関連保証

創業の具体的な計画段階から創業後5年を経過するまでの利用が可能な保証商品です。

◆ 創業関連保証の概要

対象となる方	(1) 創業を予定されている次の方 ① 事業を営んでいない個人*1の方で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画のある方 ② 事業を営んでいない個人の方で、2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画のある方 ③ 会社(中小企業者である会社)が別会社を設立し、その事業を開始する具体的計画のある会社 (①、②ともに認定特定創業支援等事業*2による支援を受けた方は6か月以内となります) (2) 創業後間もない次の方 ① 事業を営んでいない個人の方が事業を開始した場合、事業開始以後5年を経過していない方 ② 事業を営んでいない個人の方により設立された会社で、設立以後5年を経過していない会社 ③ 会社が設立した別会社で、設立以後5年を経過していない会社 ④ ①の創業者で新たに会社を設立した方(会社設立創業者)が事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させた場合(法人成り企業*3)、会社設立創業者の事業開始以後5年を経過していない会社
保証限度額	3,500万円(スタートアップ創出促進保証と合算)
対象資金	運転資金・設備資金
返済方法	均等分割返済
保証期間	10年以内(据置期間1年以内を含む)
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率0.55%~0.80%(責任共有外保証料率)

※1「事業を営んでいない個人」とは

給与所得者(サラリーマン)、法人の代表権のない役員、主婦、学生など
⇒ 個人事業主、法人の代表権のある役員は対象となりません。
廃業または代表権のある役員を辞任している場合は対象となります。

※2「認定特定創業支援等事業」とは

市町村が実施している創業支援事業(創業塾など継続的な支援事業)のうち、産業競争力強化法に基づいて特に創業の促進に寄与する事業として国に認定されている事業です。

※3「法人成り企業」とは

● 対象となるのは、創業者である個人事業主(事業を開始した日前に事業を営んでいなかった方に限ります。)が設立した会社です。

● 法人成り企業については、以下の確認書類が必須となります。

個人創業時の開業届出の写し等 会社の登記事項証明書

● 事業を開始した日から5年未満であっても、法人成り後に再度個人成りした場合は対象外となります。
● 会社設立以前にすでに創業関連保証の利用がある場合には、保証限度額は合算(3,500万円)となります。

創業をお考えの方に「創業サポートガイド」をご用意しておりますので、最寄りの各営業店窓口までお問い合わせください。また、当協会のホームページ(<https://www.nagano-cgc.or.jp>)からダウンロードが可能です。



■ スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)

創業期から経営者保証不要でご利用いただける保証商品です。

◆ SSS保証の概要

対象となる方	(1) 創業を予定されている次の方 ① 事業を営んでいない個人*1の方で、2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画のある方 ② 会社(中小企業者である会社)が別会社を設立し、その事業を開始する具体的計画のある会社 (①認定特定創業支援等事業*2による支援を受けた方は6か月以内となります) (2) 創業後間もない次の方 ① 事業を営んでいない個人の方により設立された会社で、設立以後5年を経過していない会社 ② 会社が設立した別会社で、設立以後5年を経過していない会社 ③ ①の創業者で新たに会社を設立した方(会社設立創業者)が事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させた場合(法人成り企業*3)、会社設立創業者の事業開始以後5年を経過していない会社
保証限度額	3,500万円 ※創業関連保証と合算
対象資金	運転資金・設備資金
返済方法	均等分割返済
保証期間	10年以内(据置期間1年以内を含む) ただし、プロパーとの協調融資またはプロパー融資残高がある場合は据置期間を3年以内とすることが可能
担保	不要
連帯保証人	不要
保証料率	年率0.75%~1.00%(責任共有外保証料率)
添付書類	所定の申込書類の他、創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)

※1「事業を営んでいない個人」とは

給与所得者(サラリーマン)、法人の代表権のない役員、主婦、学生など
⇒ 個人事業主、法人の代表権のある役員は対象となりません。
廃業または代表権のある役員を辞任している場合は対象となります。

※2「認定特定創業支援等事業」とは

市町村が実施している創業支援事業(創業塾など継続的な支援事業)のうち、産業競争力強化法に基づいて特に創業の促進に寄与する事業として国に認定されている事業です。

※3「法人成り企業」とは

● 対象となるのは、創業者である個人事業主(事業を開始した日前に事業を営んでいなかった方に限ります。)が設立した会社です。

● 法人成り企業については、以下の確認書類が必須となります。

個人創業時の開業届出の写し等 会社の登記事項証明書

● 事業を開始した日から5年未満であっても、法人成り後に再度個人成りした場合は対象外となります。
● 会社設立以前にすでに創業関連保証の利用がある場合には、保証限度額は合算(3,500万円)となります。

● 借入前の確認

これから創業される方、税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。

● 借入後の確認

お客さま:ガバナンス体制の確認のため、原則として会社設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関へ「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要となります。

金融機関:お客さまがガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月または10月のいずれか早い月に、当協会へ「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の写しの提出が必要となります。

■ 小口カードローン当座貸越根保証「ミミポくん」・ 小口当座貸越根保証「ウサポくん」

通常の事業者カードローンや当座貸越よりも少額からご利用ができ、創業間もないお客さまもご利用いただける当協会独自の保証商品です。

◆ ミミポくんの概要

対象となる方	次のすべての要件を満たす方 【個人事業者の場合】 (1) 取扱金融機関と与信取引があること ただし、借入のない方または創業5年未満の方は取扱金融機関と与信取引がなくても要件を満たします (2) 確定申告を1期以上行っていること (3) 保証申込直前期の確定申告において申告所得を計上していること (更新時においては、次期の確定申告において申告所得を計上する見込みを含みます) 【法人の場合】 (1) 取扱金融機関と与信取引があること ただし、借入のない方または創業5年未満の方は取扱金融機関と与信取引がなくても要件を満たします (2) 決算を1期以上行っていること (3) 最近2期のいずれかの決算において経常利益計上、または直近決算において債務超過でないこと（更新時においては、次期の決算において経常利益を計上する見込みを含みます）
保証限度額	50万円以上、1,000万円以内（ただし、既存の本保証と「ウサポくん」合算で月商3か月以内（商業、サービス業は2か月以内））
対象資金	運転資金・設備資金
保証期間	1年または2年（上記の要件を満たすことで更新も可能）
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.39%~1.62%（責任共有保証料率）
添付書類	所定の申込書類の他、申込人資格要件確認書

◆ ウサポくんの概要

対象となる方	※小口カードローン当座貸越根保証「ミミポくん」と同様
保証限度額	100万円以上、5,000万円以内（ただし、既存の本保証と「ミミポくん」合算で月商3か月以内（商業、サービス業は2か月以内））
対象資金	運転資金・設備資金
保証期間	1年または2年（上記の要件を満たすことで更新も可能）
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.39%~1.62%（責任共有保証料率）
添付書類	所定の申込書類の他、申込人資格要件確認書

■ 事業者カードローン当座貸越根保証・当座貸越（貸付専用型）根保証

借入の都度の申込手続きが不要で、限度額の範囲内であれば反復継続的かつ安定的な資金調達が可能な保証商品です。

◆ 事業者カードローン当座貸越根保証の概要

対象となる方	次のすべての要件を満たす方 【個人事業者の場合】 (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上あること (3) 次のいずれかに該当する方 ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが一定以上であること ② 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有すること 【法人の場合】 (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っていること (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上あること (3) 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが一定以上であること
保証限度額	100万円以上、2,000万円以内
対象資金	運転資金・設備資金
保証期間	1年または2年（上記の要件を満たすことで更新も可能）
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.39%~1.62%（責任共有保証料率）

◆ 当座貸越（貸付専用型）根保証の概要

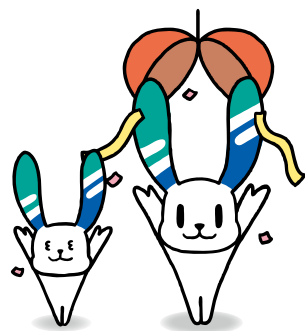
対象となる方	次のすべての要件を満たす方 【個人事業者の場合】 (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上あること (3) 次のいずれかに該当する方 ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが一定以上であること ② 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有すること ③ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等の担保の提供があること 【法人の場合】 (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っていること (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上あること (3) 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが一定以上であること
保証限度額	100万円以上、2億8,000万円以内
対象資金	運転資金・設備資金
保証期間	1年または2年（上記の要件を満たすことで更新も可能）
担保	原則として5,000万円以内は不要、5,000万円を超える場合は担保が必要となります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.39%~1.62%（責任共有保証料率）

■ 金融機関連携型推進保証「TAG (タッグ)」

一定の要件を満たす場合に、通常より低い保証料率かつ経営者保証不要でご利用いただける保証商品です。

◆ TAGの概要

対象となる方	法人で次のすべての要件を満たす方 (1) 申込金融機関にて、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があること。または申込金融機関にて、本保証付融資と同時に経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を実行すること (2) 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと (3) 直近決算期において債務超過でないこと (4) 次の①から③のいずれにも該当すること。または①から③の中で該当していない項目があるが、申込金融機関にて経営者保証を不要と判断していること ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されていること ② 法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと ③ 申込金融機関に適時適切に財務情報等を提供していること
保証限度額	8,000万円
対象資金	運転資金・設備資金
返済方法	元金均等返済（期間1年以内の場合は一括返済も可）
保証期間	運転資金 7年以内 ただし、借換は10年以内（据置期間1年以内を含む） 設備資金 15年以内（据置期間1年以内を含む）
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	不要
保証料率	年率 0.30%～1.75%（責任共有保証料率） ※通常より低い保証料率でご利用いただける商品となっております。
添付書類	所定の申込書類の他、金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い確認書



■ プロパー融資借換特別保証

金融機関へ経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、一定の要件を満たすことを条件に、経営者保証を不要とする融資に借り換えるための保証商品です。

◆ プロパー融資借換特別保証の概要

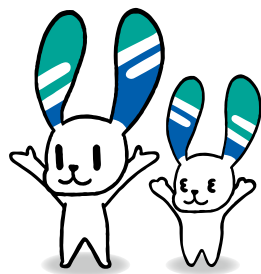
対象となる方	次のすべての要件を満たし、申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けている法人である中小企業者の方 (1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率※1が10倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと (1)から(3)までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(4)については、信用保証協会への申込日に満たしている必要があります。 ※1 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円） ただし、申込金融機関における保証限度額（既存の本保証残高を含む）は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高※2の範囲内となります。 ※2 下記のその他(1)及び(2)のいずれかまたは両方を実行した融資の残高を含みます。
対象資金	事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金
返済方法	分割返済または一括返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間1年以内を含む）
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	不要
保証料率	年率 0.45%～1.90%（責任共有保証料率）
その他	申込金融機関は、この保証による融資の実行と原則同時に次の項目のいずれかを満たすこと (1) 経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること (2) 経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本保証による返済部分を除く。）の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと

■ 協調支援型特別保証

金融機関によるプロパー融資の同時実行等を条件に、信用保証料の一部について国から補助が受けられる保証商品です。

◆ 協調支援型特別保証の概要

対象となる方	次の(1)か(2)のいずれかに該当する方 (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	運転資金・設備資金
返済方法	分割返済または一括返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 据置期間 運転資金1年以内、設備資金等3年以内
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率0.45%～1.90%(責任共有保証料率) ※本制度は国から保証料の補助が受けられますが、対象となる方(1)、(2)のそれぞれで補助率が異なります。それぞれの場合における、国による保証料補助後の年率は以下のとおりです。 対象となる方(1) 年率0.30%～1.27% (令和9年3月31日までの保証申込受付分) 対象となる方(2) 年率0.34%～1.43% (令和10年3月31日までの保証申込受付分)
添付書類	所定の申込書類の他、申込人資格要件申告書兼誓約書 ※対象となる方(2)の場合は、経営行動計画書も添付いただきます。



■ モニタリング強化型特別保証

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で経営状況等の報告を行うことを条件に、信用保証料の一部について国から補助が受けられる保証商品です。

◆ モニタリング強化型特別保証の概要

対象となる方	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	運転資金・設備資金
返済方法	分割返済または一括返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 据置期間 運転資金1年以内、設備資金等3年以内
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率0.45%～1.90%(責任共有保証料率) ※本制度は国から保証料の補助が受けられ、保証料補助後の年率は以下のとおりです。 年率0.23%～0.95%(令和9年3月31日までの保証申込受付分)
添付書類	所定の申込書類の他、モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書



■ 事業者選択型経営者保証非提供保証

一定の要件を満たす場合に、お客さまが保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを選択可能な制度です。

◆ 事業者選択型経営者保証非提供保証の概要

対象となる方	<p>法人で次のすべての要件を満たす方（※1）</p> <p>(1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること</p> <p>(2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと</p> <p>(3) 以下の両方またはいずれかを満たすこと</p> <p>① 直前決算において債務超過でない（※2）</p> <p>② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない（※3）</p> <p>(4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <p>① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること</p> <p>② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと</p> <p>(5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること</p> <p>※1 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない場合は、(1)、(2)及び(3)は問われません 設立事業年度の次の事業年度の決算がない場合は、(3)は問われません。</p> <p>※2 貸借対照表において「純資産の額\geq0」となること。</p> <p>※3 損益計算書において「経常利益+減価償却\geq0」となること</p>
対象となる保証商品	<p>原則として次の信用保険が付保された保証商品が対象となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無担保保険 ・海外投資関係保険 ・公害防止保険 ・新事業開拓保険 ・エネルギー対策保険 ・事業再生保険 <p>※本保証は、個別の保証商品ではありません。</p> <p>※法令の定めるところ等により保証人を不要とする保証商品は本保証の対象となりません。</p>
保証料率	<p>対象となる方(3) ①及び②のいずれも満たす場合 所定の保証料率に+0.25%</p> <p>対象となる方(3) ①又は②のいずれか一方を満たす場合 所定の保証料率に+0.45%</p> <p>法人の設立後2事業年度の決算がない場合 所定の保証料率に+0.45%</p>

※事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証をご利用いただく場合、令和9年3月31日までの保証申込受付分については、上乗せとなる保証料に対して国から0.05%の補助が受けられます。

■ サステナビリティ推進保証「ともにみらいへ」

サステナビリティに関する事項を目標や経営課題として掲げ、具体的に取り組んでいるお客さまの事業経営を応援する当協会独自の保証商品です。

◆ とともにみらいへの概要

対象となる方	<p>次の(1)か(2)のいずれかに該当する方</p> <p>(1) SDGs（持続可能な開発目標）に賛同し、17目標のうちいずれかの項目について具体的目標を掲げ、現に達成に向けて取り組んでいること</p> <p>(2) 当協会が認めるサステナビリティにかかるいずれかの認定等を受けていること（※）</p>
保証限度額	<p>(1) 3,000万円</p> <p>(2) 8,000万円（(1)(2)の合算で8,000万円）</p>
対象資金	<p>運転資金・設備資金</p>
返済方法	<p>元金均等返済（期間1年以内の場合は一括返済可）</p>
保証期間	<p>運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む）</p> <p>設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む）</p>
担保	<p>必要となる場合があります</p>
連帯保証人	<p>必要となる場合があります</p>
保証料率	<p>対象となる方(1)の場合 年率 0.35%~1.80%（責任共有保証料率）</p> <p>※対象となる方(2)の場合は、上記の保証料率からさらに10%割引</p>
添付書類	<p>所定の申込書類の他、申込人資格要件等申告書</p>

※長野県SDGs推進企業登録制度、長野県「職場いきいきアドバンスカンパニー」、厚生労働省「くるみん認定」「えるぼし認定」「ユースエール認定」「安全衛生優良企業認定」「もにす認定」、ISO14001認証、日本健康会議「健康経営優良法人」、エコアクション21中央事務局「エコアクション21」

■ 経営力向上関連保証

認定経営力向上計画※に従って経営力向上に取り組むお客さま向けの保証商品です。

※中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、経営力を向上して実施する事業計画（経営力向上計画）を策定し、主務大臣の認定を受けたもの。

◆ 経営力向上関連保証の概要

対象となる方	<p>認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する方等</p>
保証限度額	<p>8億8,000万円（組合等の場合は16億8,000万円）</p>
対象資金	<p>運転資金・設備資金（認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要な資金等）</p>
返済方法	<p>元金均等返済</p>
保証期間	<p>運転資金 5年以内（据置期間1年以内を含む）</p> <p>設備資金 7年以内（据置期間1年以内を含む）</p>
担保	<p>必要となる場合があります</p>
連帯保証人	<p>必要となる場合があります</p>
保証料率	<p>年率 0.44%~0.80%（責任共有保証料率）</p>

■ 設備応援みらい保証

設備投資に必要な資金を幅広く供給することにより、お客さまの事業の発展を応援する当協会独自の保証商品です。

◆ 設備応援みらい保証の概要

対象となる方	業歴2年以上で、かつ2期以上の確定申告を行い、次のいずれかの要件を満たす方 (1) 最近2期の決算において、連続して経常利益(法人)または申告所得(個人)を計上している方 (2) 最近2期のいずれかの決算において、経常利益(法人)または申告所得(個人)を計上し、かつ、債務超過でない方 (3) 金融機関等の支援を受けて策定した事業計画に基づき設備投資を行う方
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	設備資金 設備導入に付随する運転資金を含む運転設備資金
返済方法	分割返済(期間1年以内の場合は一括返済も可)
保証期間	無担保 15年以内 有担保 20年以内(ただし、建物のみを担保とする場合は15年以内) 据置期間 1年以内(特別な理由がある場合は3年以内)
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.35%~1.80% (責任共有保証料率) ※通常より低い保証料率でご利用いただける商品となっております。
添付書類	所定の申込書類の他、設備応援みらい保証要件等確認書および金融機関等の支援を受けて策定した事業計画書* ※対象となる方(3)の場合は、事業計画書の添付が必須となります。 対象となる方(1)(2)の場合は、必要に応じて添付いただきます。

■ 経営革新関連保証

承認経営革新計画*に従って経営革新に取り組むお客さま向けの保証商品です。

※中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、経営革新計画を策定し、行政庁の承認を受けたもの。

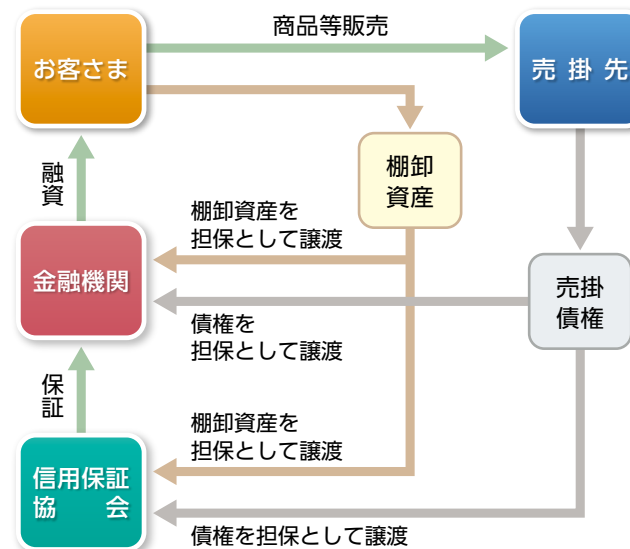
◆ 経営革新関連保証の概要

対象となる方	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施する方
保証限度額	8億8,000万円(組合等の場合は16億8,000万円)
対象資金	運転資金・設備資金(経営革新のための事業の実施に必要な資金)
返済方法	原則均等割賦返済
保証期間	運転資金 原則5年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 原則7年以内(据置期間1年以内を含む)
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.44%~0.80% (責任共有保証料率)

■ 流動資産担保融資保証 (ABL保証)

お客さまが保有している売掛債権や棚卸資産などの流動資産を担保として金融機関から融資を受ける際に保証を行う商品です。

流動資産担保融資保証制度のしくみ



ABLとは…

Asset Based Lendingの頭文字をとった金融用語。

資産(Asset)を基にした(Based)貸出(Lending)という意味です。

◆ ABL保証の概要

	根保証	個別保証
貸付形式	当座貸越	手形貸付
保証限度額	2億円(借入限度額2億5,000万円)保証割合80%	
保証期間	1年間	1年以内
担保	売掛債権および棚卸資産 ・売掛債権 右記個別保証における担保欄を参照 ・棚卸資産 商品仕入による在庫商品 製品在庫・仕掛品・半製品・貯蔵品等	売掛債権のみ 売掛金債権・割賦販売代金債権・ 運送料債権・診療報酬債権・ その他の報酬債権・工事請負代金債権
連帯保証人	不要	
保証料率	借入金額(根保証は借入極度額)に対して年率 0.68%	

※棚卸資産を担保とする場合は法人のみの利用となります。

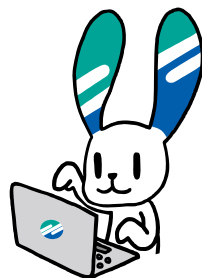
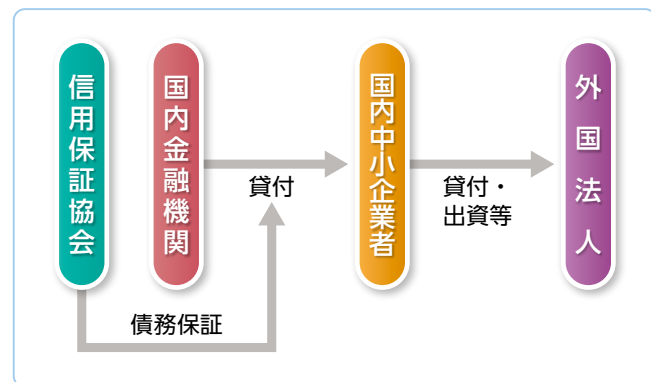
海外投資関係保証

海外直接投資（外国法人への出資、貸付等）に必要な資金調達をするお客さま向けの保証商品です。

◆ 海外投資関係保証の概要

対象となる方	資金使途が次に該当する海外直接投資事業を行う国内中小企業者の方 (1) 出資割合が10%以上となる外国法人への出資資金 (2) 出資割合が10%以上である外国法人への出資資金、外国法人が発行する社債引受費用または貸付資金 (3) 永続的な関係※にある外国法人への貸付資金 (4) 海外の支店、工場その他の営業所の設置または拡張費用 (5) 海外直接投資事業の実施に必要な従業員教育の費用 (6) 海外直接投資事業の実施に必要な調査の費用 ※永続的な関係…役員の派遣、長期にわたる原材料の供給または製品の売買、重要な製造技術の提供
保証限度額	2億円(組合等の場合は4億円)
返済方法	分割返済または一括返済
保証期間	資金使途に応じた適切な期間
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.60%~0.80% (責任共有保証料率)

◆ ご利用イメージ

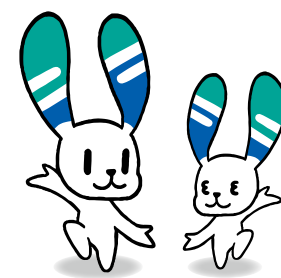


長期成長保証「つなぐ」

最長7年一括返済での資金供給により、お客さまの資金繰り負担を軽減し、更なる事業の発展をお手伝いする当協会独自の保証商品です。

◆ つなぐの概要

対象となる方	次の(1)か(2)のいずれかに該当する法人の方 (1) 直近またはその前期のいずれかの決算において次の①または②のいずれか1項目および③または④のいずれかを1項目満たす法人の方 ① 自己資本比率が15%以上であること ② 純資産倍率が1.5倍以上であること ③ 使用総資本事業利益率が5%以上であること ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること (2) 直近決算において、前記(1)の①または②のいずれか1項目を満たし、以後3期以内に③または④のいずれか1項目を満たす見込みがある法人の方
保証限度額	1億円
対象資金	運転資金 ただし、申込金額の50%を限度として既存の保証付借入の借換が可能
返済方法	分割返済または一括返済
保証期間	2年以上7年以内
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.35%~1.80% (責任共有保証料率) ※通常より低い保証料率でご利用いただける商品となっております。
添付書類	所定の申込書類の他、申込人資格要件等確認書
その他	申込人に対しこの保証による融資を行う金融機関は次の項目を満たすこと (1) 申込人と与信取引が3年以上あること (2) 申込人の直近の決算時点における金融機関からの借入金残高に対し、3割以上の残高を占める融資を行っていること



■「地方創生」応援社債保証

「長野県SDGs 推進企業登録制度」に登録している、または「地方創生」の取り組みを行うお客さまを応援する当協会独自の保証商品です。長期資金の導入により資金繰りの安定化が可能となるほか、企業としての信用力向上を図りたいとお考えのお客さまのための保証商品です。

◆適債基準

基準(1)~(3)のいずれかに該当していれば対象となります。

	項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)
A	① 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
B	② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
	③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
C	④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
	⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

A①は必須条件。Bは②または③のいずれか、Cは④または⑤のいずれかに該当していれば対象となります。

②・③は企業の安全性・健全性、④は企業の収益力、⑤は企業の利息支払能力を示す指標です。

◆ご利用内容

発行額	1回の最低発行金額 3,000万円 最高発行金額 5億6,000万円 保証割合 80% ※ただし、経営安定関連保証および危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で信用保証協会の保証残高5億円が限度となります
保証期間	2年~7年
償還方法	・期日一括返済 ・定時償還(分割償還) } どちらも可能です
担保	発行金額 2億5,000万円まで不要 発行金額 2億5,000万円を超える場合は必要となる場合があります
連帯保証人	共同保証人以外不要
保証料率	年率 0.31%~1.26% (責任共有保証料率) ※通常より低い保証料率でご利用いただける商品となっております。
添付書類	所定の申込書類の他、地方創生応援社債保証要件確認書 ※地方創生に対する取り組み等をお客さまがご記入し、金融機関が内容を確認のうえ作成します

■財務要件型無保証人保証

「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日公表)の趣旨を踏まえ、一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、お客さまの積極的な設備投資や事業拡大を推進する保証商品です。

◆財務要件型無保証人保証の概要

対象となる方	次の(1)から(3)のいずれかの基準を満たす方				
		項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)
	A	① 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
	B	② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
	C	③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
	④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	
	⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	
A①は必須条件。Bは②または③のいずれか、Cは④または⑤のいずれかに該当していれば対象となります。 ②・③は企業の安全性・健全性、④は企業の収益力、⑤は企業の利息支払能力を示す指標です。					
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)				
対象資金	運転資金・設備資金(既存保証口の借換えも可能です)				
保証期間	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転資金7年以内、設備資金10年以内、運転資金と設備資金が混在する資金10年以内(それぞれ据置期間1年以内を含む)				
担保	必要となる場合があります				
連帯保証人	不要				
保証料率	年率 0.45%~1.90% (責任共有保証料率)				
添付書類	所定の申込書類の他、財務要件型無保証人保証制度資格要件確認書				

■財務要件型無保証人特別保証「けんぜん」

上記の財務要件型無保証人保証の要件に該当し、簡易な財務コメントを頂ければ、通常より低い保証料率でご利用いただけます。

◆財務要件型無保証人特別保証「けんぜん」の概要

保証料率	年率0.30%~1.75% (責任共有保証料率)
添付書類	所定の申込書類の他、財務要件型無保証人特別保証「けんぜん」資格要件確認書

※上記以外は財務要件型無保証人保証と同一

■ 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

「中小企業活性化協議会」や「経営サポート会議」などの再生支援と一体となった事業再生計画の実行に必要な資金調達のための保証商品です。

◆ 経営改善サポート保証の概要

対象となる方	次のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関へ当該計画の進捗報告を行う方 (1) 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 (2) 中小企業活性化協議会の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 (3) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 (4) 整理回収機構が策定を支援した再生計画 (5) 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 (6) 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画 (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 (10) 中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 (11) 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画 (12) 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画 (注) 上記の計画は、以下の内容を満たすものまたは含むものとします a) 債権者間の合意、b) 経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策の記載、 c) 計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画の記載
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円） ※事業再生計画実施関連保証【経営改善・再生支援強化型】（以下、「再生支援強化型」という。）と合算
対象資金	運転資金、設備資金（いずれも事業再生の計画の実施に必要な資金）
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内（据置期間1年以内を含む） ※再生支援強化型は据置期間3年以内
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります ※再生支援強化型は、経営者保証免除対応の適用あり
保証料率	責任共有制度の対象：年率 0.44%~0.64% 責任共有制度の対象外：年率 0.55%~0.80% ※再生支援強化型の場合は以下のとおり。ただし、いずれの場合も国からの保証料補助により事業者負担は年率0.4%となります。 責任共有制度の対象・・・年率 0.8%（経営者保証免除対応適用・・・年率1.0%） 責任共有制度の対象外・・・年率 1.0%（経営者保証免除対応適用・・・年率1.2%）

■ 経営力強化保証

金融機関や認定経営革新等支援機関からの支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行等を行うお客さまの資金調達を支援する保証商品です。

◆ 経営力強化保証の概要

対象となる方	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）
対象資金	運転資金、設備資金（いずれも事業計画の実施に必要な資金） ※セーフティネット保証5号の場合は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金の借換に限る
返済方法	分割返済または一括返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内、保証付きの既往借入金の借換10年以内（それぞれ据置期間1年以内を含む）
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 0.45%~1.75%（責任共有保証料率） ※セーフティネット保証5号の場合は、年率 0.64%以内
添付書類	所定の申込書類の他、経営力強化保証申込人資格要件等届出書、事業行動計画書 ※セーフティネット保証5号の場合は、市町村長の認定書

■ 経営安定関連保証（セーフティネット保証）

大型倒産、災害、全国的な不況業種、取引先金融機関の経営の合理化などの影響により経営の安定に支障を生じているお客さま向けの保証商品です。

◆ セーフティネット保証の概要

対象となる方	次の1~8の各号（中小企業信用保険法第2条第5項各号）いずれかにより、経営の安定に支障が生じていることについて事業所の所在地を管轄する市町村の認定を受けた方 1号 大型倒産の発生により影響を受けている方 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている方 3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む方 4号 特定地域の災害等により影響を受けている方 5号 全国的に業況が悪化している業種に属する方 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している方 7号 金融機関の経営の合理化に伴う貸付抑制により影響を受けている方 8号 整理回収機構等に貸出債権が譲渡された再生可能な方
保証限度額	2億8,000万円（6号の場合は3億8,000万円） 特定の組合は4億8,000万円
対象資金	運転資金・設備資金（経営の安定に必要な資金）
保証期間	資金使途等に応じた適切な期間
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	1~4・6号：年率 0.55%~0.80%（責任共有外保証料率） 5・7・8号：年率 0.44%~0.64%（責任共有保証料率）

*詳細は中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/>でご確認いただけます。

■ 災害緊急特別保証

災害などの緊急事態の発生により、事業に甚大な影響を受けているまたは受けるおそれがあるお客さま向けの当協会独自の保証商品です。

◆ 災害緊急特別保証の概要

対象となる方	災害等※により影響を受けているまたは受けるおそれがある方 ◆令和8年4月1日現在、指定された災害はありません。 ※対象となる災害等は発生の都度定めます。
保証限度額	8,000万円
対象資金	運転資金・設備資金（災害等の発生により必要な事業資金） ※既存保証口の借換えも可能です。
返済方法	元金均等返済（期間1年以内の場合は一括返済可）
保証期間	10年以内（据置期間2年以内を含む）
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率0.25%~1.70%（責任共有保証料率） ※通常より低い保証料率でご利用いただける商品となっております。
添付書類	所定の申込書類の他、申込人資格要件等申告書 ※災害等により受けている影響についてお客さまに作成していただきます。

■ 危機関連保証

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の影響により、経営の安定に支障を生じているお客さま向けの保証商品です。

◆ 危機関連保証の概要

対象となる方	次のすべての要件を満たし、事業所の所在地を管轄する市町村の認定を受けた方 (1) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている方 (2) 認定案件に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる方
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）
対象資金	運転資金・設備資金（経営の安定に必要な資金）
返済方法	原則として均等分割返済
保証期間	10年以内（据置期間2年以内を含む）
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率0.55%~0.80%（責任共有外保証料率）

※令和8年4月1日現在、経済危機、災害等の指定はありません。

■ 経営承継関連保証 ■ 特定経営承継関連保証

認定中小企業者※またはその代表者が、経営承継に伴い株式取得資金や事業用不動産取得資金などの必要な資金調達をするための保証商品です。

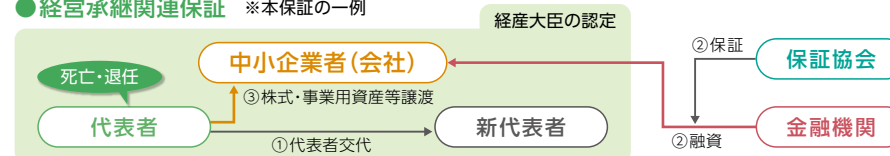
※認定中小企業者

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定に基づき、経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者。

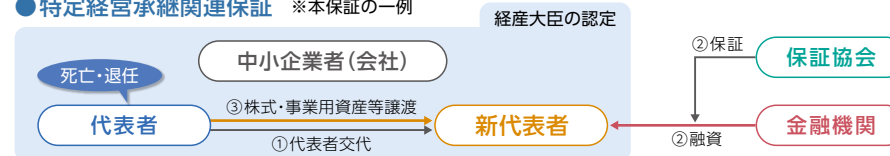
◆ 経営承継関連保証・特定経営承継関連保証の概要

	経営承継関連保証	特定経営承継関連保証
対象となる方	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、認定を受けた方	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、認定を受けた中小企業者の代表者の方
保証限度額	2億8,000万円	
対象資金	事業を営む会社が経営承継に伴い必要となる以下の資金 ・株式等取得資金 ・事業用資産等取得資金 等	事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金 ・株式等取得資金 ・事業用資産等取得資金 等
返済方法	原則として元金均等返済	
保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (それぞれ据置期間1年以内を含む)
担保	必要となる場合があります	
連帯保証人	必要となる場合があります	
保証料率	年率0.45%~1.90%（責任共有保証料率） ※特定経営承継関連保証については、代表者が事業を営んでいない場合は⑤(1.15%)が適用されます。	
添付書類	所定の申込書類の他、都道府県知事の認定書の写し（申請書の写しを含む）および認定申請の提出書類の写し	

● 経営承継関連保証 ※本保証の一例



● 特定経営承継関連保証 ※本保証の一例



■ 経営承継準備関連保証 ■ 特定経営承継準備関連保証

認定中小企業者*が、経営を承継する者の確保に支障が生じている、他の中小企業者の経営の承継に伴い、株式取得資金や事業用不動産取得資金などの必要な資金調達をするための保証商品です。

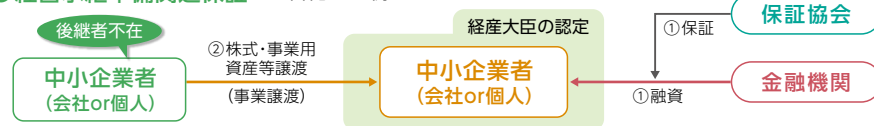
※認定中小企業者

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定に基づき、経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者。

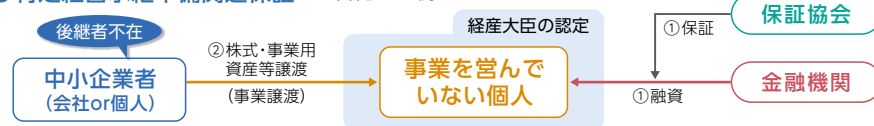
◆ 経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証の概要

	経営承継準備関連保証	特定経営承継準備関連保証
対象となる方	他の中小企業者の経営の承継に伴い、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものとして、認定を受けた方	他の中小企業者の経営の承継に伴い、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものとして、認定を受けた個人の方
保証限度額	2億8,000万円	
対象資金	他の中小企業者の経営の承継に伴い必要となる以下の資金 ・株式等取得資金 ・事業用資産等取得資金	
返済方法	原則として元金均等返済	
保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (それぞれ据置期間1年以内を含む)	
担保	必要となる場合があります	
連帯保証人	必要となる場合があります	
保証料率	年率 0.45%~1.90% (責任共有保証料率) ※特定経営承継準備関連保証は⑤ (1.15%) が適用されます。	
添付書類	所定の申込書類の他、都道府県知事の認定書の写し (申請書の写しを含む) および認定申請の提出書類の写し	

● 経営承継準備関連保証 ※本保証の一例



● 特定経営承継準備関連保証 ※本保証の一例



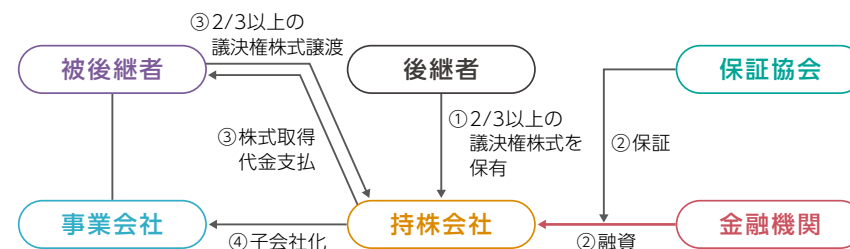
■ 事業承継サポート保証

事業承継にあたり、持株会社に承継の対象となる会社の株式を集約し、円滑な事業承継を進めていただくための保証商品です。

◆ 事業承継サポート保証の概要

対象となる方	以下のすべての要件を満たす方 (持株会社) (1) 承継の対象となる会社の株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する事業承継計画を策定していること (2) 持株会社は、新たに設立され、初年度決算が未到来であること (3) 持株会社の株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること (4) 承継の対象となる会社において、株式所有の分散、または株式価格の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	株式取得資金及びその附帯資金 (持株会社が、株式総数の3分の2以上を取得する場合に限る)
返済方法	分割返済
保証期間	15年以内 (据置期間2年以内を含む)
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	必要となる場合があります
保証料率	年率 1.15% (責任共有保証料率)
添付書類	所定の申込書類の他、次の書類が必要となります。 ・事業承継計画書 (表紙) ・事業承継計画書 (任意書式) ・株式評価算定書 (表紙) ・税理士が作成した株式評価算定書 (任意書式) ・持株会社および承継の対象となる会社の株主名簿 ・承継の対象となる会社の直近2期の確定申告書の写し ・商業登記簿謄本および定款の写し

● 事業承継サポート保証



■ 事業承継特別保証

事業承継段階において、一定の要件の下で経営者保証を不要とすることで、経営の磨き上げを行いつつ後継者への事業承継を進めていただくための保証商品です。

◆ 事業承継特別保証の概要

対象となる方	次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る。)から3年以内に保証申込みを行うものに限ります。 (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たす ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率 ^(注) が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと (注) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)
取扱金融機関	既に申込中小企業者と与信取引のある金融機関
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	事業資金(既往借入金※の借換可。ただし、借換対象は事業承継前の借入、かつ、個人保証を提供している借入に限る。)(※申込金融機関および他金融機関のプロパー借入も含む。)
返済方法	分割返済または一括返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内を含む)
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	不要
保証料率	年率 0.45%~1.90%(責任共有保証料率) ※中小企業活性化協議会による確認を受けた場合 年率 0.20%~1.15%(責任共有保証料率)
添付書類	所定の申込書類の他、次の書類が必要となります。ただし、既往借入金を借り換える場合にあっては(3)、既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときは(4)、中小企業活性化協議会による確認を受けた場合には(5)の所定の書面を(1)および(2)に加えてそれぞれ必要となります。 (1)事業承継計画書 (2)財務要件等確認書 (3)借換債務等確認書 (4)他行借換依頼書兼確認書 (5)ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

■ 経営承継借換関連保証

経営承継を予定している会社であって、その経営者が経営者保証を提供していることが承継の障害になっている場合に、経営者保証を提供している金融機関からの借入について経営者保証を不要とする融資に借り換えるための保証商品です。

◆ 経営承継借換関連保証の概要

対象となる方	経営者保証が当該中小企業者の経営の承継を妨げることとなるおそれがあり、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた方
資格要件	(ア)および(イ)に該当する会社 (ア)3年以内に事業承継を予定していること (イ)①から④の全ての要件を満たすこと(①②は認定申請日直前の決算、③は協会申込直前の決算、④は協会申込日が基準) ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人と経営者の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	経営の承継に必要な資金のうち、個人保証がある借入の借換資金
返済方法	分割返済または一括返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内を含む)
担保	必要となる場合があります
連帯保証人	不要
保証料率	年率 0.45%~1.90%(責任共有保証料率) ※中小企業活性化協議会による確認を受けた場合 年率 0.20%~1.15%(責任共有保証料率)
添付書類	所定の申込書類の他、次の書類が必要となります。 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定を受けた書面(認定申請書および認定書)(添付書類含む)の写し ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書 ・他行借換依頼書兼確認書(他金融機関借入の借換の場合) ・ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(中小企業活性化協議会による確認を受けた場合)



経営支援サービスのご案内

長野県信用保証協会は、当協会をご利用いただいております、
経営改善意欲をお持ちの方を対象にお客さまの経営課題解決のための
経営支援サービスを提供しております。

中小企業診断士による経営診断

一般社団法人長野県中小企業診断士協会と連携し、お客さまに経営
診断・助言させていただくサービスを提供!!

サービスのポイント

- 1 中小企業診断士が、御社の経営をより良くするために解決したほうがよい課題や解決の方向性をプロの目線でジャッジ!!
- 2 結果は「経営診断報告会」でお伝えすると共に「経営診断報告書」としてお渡しします!!

経営改善サポート専門家派遣

幅広い分野に精通した様々な専門家と連携し、お客さまの具体的な
課題の解決をお手伝いするサービスを提供!!

サービスのポイント

- 1 公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士など、その道のプロフェッショナルがお客さまの具体的なお悩み解決を強力にサポート!!
- 2 最大5回まで専門家に直接ご相談することが可能です!!

プロモーションサポート

広告代理店である株式会社共立プランニングと連携し、お客さまの
販売促進活動をお手伝いするサービスを提供!!

サービスのポイント

- 1 セールスポイントを一枚紙にまとめ、広告代理店を通じて各種メディアに対するプロモーションが可能に!!
- 2 広告代理店が監修したすぐに使える宣伝チラシ or 宣伝動画のどちらかをプレゼント!!

経営改善計画策定の費用補助

経営改善計画を策定されたお客さまへの費用補助を実施!!

サービスのポイント

- 1 認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業（通称405事業）をご利用される方の費用（一部）を保証協会が負担します!!

各種サービスについて詳しく知りたい方は、
当協会ホームページをご覧ください。

<https://www.nagano-cgc.or.jp/consultation/>

